

●香川県告示第203号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年5月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市松島町1丁目13番14

讃陽食品工業株式会社 代表取締役 児玉 宗三

(2) 事業場の所在地及び名称

さぬき市大川町富田西2314

讃陽食品工業株式会社 富田工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	140kg/回 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1週間	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		1～2時間連続使用（1～2回/週）	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	500	1,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	400	1,000
	浮遊物質量 (mg/L)	50	80
	窒素含有量 (mg/L)	15	30
	りん含有量 (mg/L)	5	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	20	40
大腸菌群数 (個/cm ³)	100	200	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	0.5	1	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区	分	排 水 口 No.3	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	40	60

化学的酸素要求量	(mg/L)	40	60
浮遊物質	(mg/L)	40	60
窒素含有量	(mg/L)	10	30
りん含有量	(mg/L)	3	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	10	30
大腸菌群数	(個/cm ³)	1,000	3,000
排出水の量	(m ³ /日)	172	200

他に排水口が7箇所（うち雨水専用4箇所）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年5月27日から同年6月17日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

さぬき市市民部生活環境課